

鎌ヶ谷市 特定事業主行動計画

～「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」
に係る特定事業主行動計画～



令和8年4月改定

鎌 ヶ 谷 市

◆はじめに

(1)「次世代育成支援対策推進法」に係る特定事業主行動計画について (第1章)

少子化が急速に進行していく中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に成立しました。この法律は国、地方公共団体、企業などの主体が社会を挙げて取り組んでいくために作られたものであり、今日までに「イクメン」に代表される育児参加の意識や、「待機児童ゼロ」に代表される子育て環境の変化があり、このような取組により仕事と子育てが両立できる環境の整備等が一定程度進んだところであり、有効期限が10年間であった次世代育成支援対策推進法は、平成26年に10年間延長され、令和6年にさらに10年間延長されることとなりました。

次世代育成支援対策推進法において地方公共団体は、行政機関としての立場から我が国の子どもたちの健やかな育成に取り組むと同時に、一事業主としての立場から、自らの職員を対象とした子育て支援のための計画である「特定事業主行動計画」を策定し、実施することとしています。本市においても、平成17年度から平成26年度までの期間を第1次行動計画、平成27年度から令和7年度までの期間を第2次行動計画として行動計画を策定してきました。

第1章に定める特定事業主行動計画は、第2次行動計画を引継ぎ、令和8年度から令和16年度までの9年間で第3次行動計画期間として改定し、子育てを応援する職場環境づくりをさらに推進します。

(2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に係る特定事業主行動計画について(第2章)

平成27年8月には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)が成立しました。地方公共団体は市における女性の活躍推進のための施策に取り組むとともに、次世代育成支援対策推進法と同様、特定事業主として職員を対象とする行動計画を策定することとなりました。そして、有効期限が10年間であった女性活躍推進法は、令和7年に女性活躍の更なる推進を図るため、10年間延長されることとなり、第2章に定める特定事業主行動計画は、第1次行動計画を引継ぎ、新たに第2次行動計画として改定することとなりました。

第2章に定める特定事業主行動計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間で計画期間として改定し、女性の活躍推進のための施策をさらに推進します。本市職員の採用や登用、キャリア支援、労働の状況等に関する現状や課題に基づき取組や目標を定めることで、自らの意思によって職業生活を営み、また営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮される職場環境づくりを目指します。

■次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画の
計画期間と策定スケジュール概要

年度	H17～H26	H27～R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
次世代育成 支援対策 推進法に係る 特定事業主 行動計画 (第1章)	計画期間	計画期間	(R7～時限立法を10年間延長)										
	第1次行動計画	第2次行動計画	第3次 前期行動計画					後期行動計画					
女性活躍 推進法に係る 特定事業主 行動計画 (第2章)	取組内容 や目標値 の整合性 を図る	計画期間 (H28～)	(R8～時限立法を10年間延長)										
		第1次行動計画	第2次 前期行動計画					後期行動計画					



(3) 両行動計画によって目指す姿

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の行動計画の一体的な実施により、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援し、また、職員一人一人がこの計画を自分自身に関わることとして捉え、共に助け合いながら職場を挙げて環境を形成していくことを目標としています。そして、この計画を通じた取組が、ひいては我が国における職場環境の変革につながることを願っています。

令和8年4月

鎌ヶ谷市長
 鎌ヶ谷市議会議長
 鎌ヶ谷市教育委員会
 鎌ヶ谷市選挙管理委員会
 鎌ヶ谷市代表監査委員
 鎌ヶ谷市農業委員会
 鎌ヶ谷市消防長

《 目次 》

第1章 次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画

第1 行動計画策定の趣旨

- 1 次世代育成支援対策推進法とは 1
- 2 基本的な考え方 2

第2 行動計画策定の概要

- 1 計画の目的 4
- 2 計画の期間 4
- 3 計画の目標 4
- 4 計画の対象 4
- 5 計画の概要 4
- 6 実施による効果 5
- 7 計画の実施状況の公表 5

第3 行動計画の内容

- 1 勤務環境の整備に関する事項 6
- 2 その他次世代育成支援対策に関する事項 13

第4 行動計画の目標 14

第2章 女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画

第1 行動計画策定の趣旨

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律とは . . . 15
- 2 取組の観点 15

第2 行動計画策定の概要

- 1 計画の目的 16
- 2 計画の期間 16
- 3 計画の目標 16
- 4 計画の対象 16
- 5 計画の概要 16
- 6 計画の実施状況の公表 17

第3 行動計画の内容

- 1 採用に関する事項 18
- 2 キャリア形成支援に関する事項 18
- 3 継続勤務に関する事項 19
- 4 登用に関する事項 19
- 5 働き方改革に関する事項 20
- 6 職場環境の整備に関する事項 21
- 7 女性の健康上の特性に関する事項 23

第4 行動計画の目標 24

参考資料1 目標達成状況、状況把握による現状分析と解決すべき課題
25～37

参考資料2 子育てに関する休暇制度等一覧 38

第1章 次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画

第1 行動計画策定の趣旨

1 次世代育成支援対策推進法とは

次世代育成支援対策推進法は、社会を構成する全ての主体、つまり、国・自治体・事業主・国民の全てに、次世代育成支援対策を推進するという責務を課しました。「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備のための取組をいいます（同法第2条）。

この目標の達成に向け、国及び地方自治体は次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努め、事業主は両立支援のための労働環境や労働条件の整備を図り、国民は次世代育成支援対策を十分理解し、国又は自治体に協力するという責務が課せられたのです。

次世代育成支援対策推進法においては、次世代育成支援対策に関し、市町村にあっては、法第8条第1項の市町村行動計画を策定し、都道府県にあっては、法第9条第1項の都道府県行動計画を策定し、国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものにあつては、法第12条第1項の一般事業主行動計画を策定し、常時雇用する労働者の数が100人以下の一般事業主にあつては、その策定に努め、また、国及び地方公共団体の機関等にあつては、法第19条第1項の特定事業主行動計画を策定することとされており、主務大臣はこれらの行動計画の策定に関する指針（行動計画策定指針）を定めることとされています。

特に、国や地方公共団体の機関が策定する特定事業主行動計画は、企業が策定する一般事業主行動計画の模範となるべきものであるとともに、国や地方公共団体の各機関のイメージアップや優秀な人材の確保、定着のためにも重要です。

各機関においては、可能な限り定量的な目標を掲げた総合的、具体的かつ実効性のある行動計画を策定し、主導的に取り組んでいくことで社会全体における次世代育成支援対策の牽引役として、積極的に取組を推進していくことが必要であると言われてしています。

また、行動計画策定指針は、市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の指針となるべき、(1)次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、(2)次世代育成支援対策の内容に関する事項、(3)その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めたものです。

2 基本的な考え方

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針を踏まえ、次の視点により取り組みます。

(1) 職員の仕事と生活の調和の推進という視点

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」においては、仕事と生活の調和した社会の実現に向け、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の改革に取り組むことが必要とされています。また、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においては、社会全体の目標として、週労働時間六十時間以上の雇用者の割合、年次休暇取得率、男女の育児休業取得率及び第一子出産前後の女性の継続就業率等の数値目標が掲げられており、こうした目標を踏まえた取組が必要です。

その際、特に、男性が子育てを積極的に行うことが女性の継続就業につながり、仕事と子育ての二者択一を迫られるような状況の解消にも資するという観点から、男性の育児休業取得率を始めとする子育てに関する諸制度の利用促進に係る取組を推進していくことが重要です。

また、これまでの労働時間短縮対策を更に進め、より一層の時間外勤務の縮減、年次休暇の取得促進等働き方の見直しに資する取組を推進していくことが重要です。

(2) 職員の仕事と子育ての両立の推進という視点

子育てをする職員が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができるようにするという観点から、職員のニーズを踏まえた次世代育成支援対策を実施することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

(3) 機関全体で取り組むという視点

特定事業主による次世代育成支援対策は、業務内容や業務体制の見直し等をも必要とするものであることから、機関全体での理解の下に取組を進めることが必要です。このため、地方公共団体の長等の各機関の長を含め、機関全体で次世代育成支援対策を積極的に実施するという基本的な考え方を明確にし、主導的に取り組んでいくことが必要です。

(4) 機関の実情を踏まえた取組の推進という視点

各機関においては、その機関の任務、所在する地域等により、勤務環境や子育てを取り巻く環境は異なることを踏まえつつ、その機関の実情に応じて効果的な次世代育成支援対策に取り組むことが必要です。

特に、国や地方公共団体において、多様化・高度化する行政ニーズに対応することや、様々な働き方へのニーズがあることも踏まえ、事務の種類や性質に応じ、多様な任用・勤務形態が活用されている現状に鑑み、また、会計年度任用職員等も取組の対象であることを認識した上で、取組を進めていくことが重要です。

(5) 取組の効果という視点

次世代育成支援対策を推進することは、将来的な労働力の再生産に寄与することを踏まえつつ、また、当該機関のイメージアップや優秀な人材の確保、定着等の具体的なメリットが期待できることを理解し、主体的に取り組むことが必要です。

(6) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、家庭を基本としつつも、社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要であり、特に、職員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための環境の整備が強く求められている中で、特定事業主においては、率先して、積極的な取組を推進することが必要です。

(7) 地域における子育ての支援の観点

各機関に勤務する職員は、同時に地域社会の構成員であり、その地域における子育て支援の取組に積極的に参加することが期待されていることや、地域において、子育てしやすい環境づくりを進める中で各機関にも期待されている役割を踏まえた取組を推進することが必要です。

第2 行動計画策定の概要

1 計画の目的

◎職員が仕事と生活の調和、仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、行動計画を策定し、公表することとします。

2 計画の期間

◎令和8年4月1日から令和17年3月31日まで

年度	H17～H26	H27～R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
次世代育成支援対策推進法に係る	計画期間	計画期間	(R7～時限立法を10年間延長)										
特定事業主行動計画(第1章)	第1次行動計画	第2次行動計画	第3次 前期行動計画						後期行動計画				

平成15年7月に公布された次世代育成支援対策推進法は、平成27年3月31日までの時限立法でありましたが、平成27年4月1日から10年間延長され、さらに令和7年4月1日から10年間延長されました。
よって、本法に基づく「特定事業主行動計画」も、9年間延長します。

3 計画の目標

- ◎現行制度の周知徹底
- ◎現行制度の活用拡大
- ◎新たな子育て支援の取組

4 計画の対象

◎行動計画は原則として市長事務局をはじめ議会、教育委員会、消防本部、各行政委員会で働く正規職員・会計年度任用職員等、全ての職員を対象とします。

※育児休業、特別休暇などの計画の各項目については、雇用形態（フルタイム・パートタイム等）により適用が異なります。

5 計画の概要

- ◎知ってもらおう（ハンドブックの作成）
- ◎使ってもらおう（休暇取得例の提示）
- ◎増やしてもらおう（特別休暇、年次休暇、育児休業の取得）
- ◎減らしてもらおう（時間外勤務の縮減）
- ◎参加してもらおう（地域活動への参加促進）
- ◎学んでもらおう（家庭教育への理解と参加促進）

6 実施による効果

- ◎「人口急減・超高齢化」の進行に対し、人々が希望通りに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識と流れを変えていくことで、少子化と人口減少を克服し社会全体が持続的・安定的な成長へ向かうことができます。

7 計画の実施状況の公表

- ◎毎年、前年の取組状況や目標に対する実績等についてホームページ等で公表します。



第3 行動計画の内容

実施時期：令和8年度から令和16年度まで

1 勤務環境の整備に関する事項

(1) ガイドブックの作成

＜目標＞子育て支援制度の活用を図るために、管理監督者をはじめ全職員が制度を理解し、活用した姿をイメージできるよう、わかりやすく総合的に制度を周知していきます。

＜方策＞育児休業、休暇などの諸制度を周知徹底し、取得の促進をはかるため、経済的な支援措置や諸制度の変更点を含めた改訂版ガイドブックを作成します。

(2) 休暇・休業取得計画モデルの作成

＜目標＞職員が子育てに積極的に参加できるよう、望ましい休暇・休業のあり方、特に男性職員の育児休業などを検討し、モデルを示すことにより、各職場において実践につながるようにします。

＜方策＞育児参加のための休暇・休業取得計画モデルを作成し、職員に周知します。

(3) 妊娠中及び出産後における配慮

- ＜目標＞
- ①母性保護の特別休暇の取得を促進します。
 - ②保健指導又は健康診査の特別休暇の取得率を100%とします。
 - ③通勤緩和の特別休暇の取得を促進します。特に、電車通勤者の申請を促します。
 - ④育児時間の特別休暇の取得を促進します。

＜方策＞ガイドブックの作成及び所属長あて通知などにより、次の特別休暇の周知徹底を図ります。

①女性職員が保健所、市町村及び病院等の主催する母親学級へ参加するため勤務をしないことが相当であると認められる場合

【在職中1回1か所とし、所定の単位のコースを受講するために必要と認められる期間】

②妊産婦である女性職員が母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるため勤務をしないことが相当であると認められる場合（医師の指示がある場合は指示された回数）

○妊娠6月まで 4週間に1回

○妊娠7月から9月まで 2週間に1回

○妊娠10月から出産まで 1週間に1回

○出産後1年以内に 1回

③妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑のためその母体の健康維持に重大な支障を被るおそれがある場合で、その勤務をしないことがやむを得ないと認められるとき

【1日を通じて1時間以内で必要と認められる期間】

④職員が生後満1年に達しない子の育児のため勤務をしないことが相当であると認められる場合（男性職員が育児をする場合においては、その配偶者が育児をすることができないときに限る。）

【原則1日2回とし、1日を通じて1時間の範囲内の期間】

（４） 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

＜目標＞①妻の出産休暇（3日）の完全取得率を100%とします。（育児休業中の職員は除く）

②妻が産後期間中の男性職員の育児休業の取得を促進します。

＜方策＞ガイドブックの作成及び所属長あて通知などにより、次の特別休暇の周知徹底を図るとともに年次休暇取得の促進を図ります。

①職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務をしないことが相当であると認められるとき 【職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日の範囲内】

※男性職員に対し、上記の妻の出産休暇（3日）と併せ、さらに年次休暇を2日以上取得するなどして、子育てに積極的に参加するよう促します。

②職員の配偶者の妊娠・出産等について申出があった場合、所属長と面談を行い、育児休業の取得プランを作成するなど、育児休業に関する制度周知や意向確認の措置を実施するとともに、育児休業の積極的な取得を促します。

③男性職員が配偶者の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、特例として別途、育児休業を取得できるいわゆる産後パパ育休について、分割取得が可能であることなど、制度の周知を図ります。

（5） 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

＜目標＞①男性職員の2週間以上の育児休業取得率を91%とします。

②職員の育児休業は、希望する期間を取得できる環境を確保します。

③部分休業の取得率を60%とします。（取得率：育児休業から復帰する職員に対し、部分休業を取得する職員の割合）

④子育て部分休暇は、希望する期間を取得できる環境を確保します。

⑤育児短時間勤務は、希望する期間を取得できる環境を確保します。

＜方策＞ガイドブックの作成及び所属長あて通知などにより、育児休業の取得が2回、産後パパ育休の取得も2回と、柔軟に育児休業の取得が可能である点などについて、制度の周知を図ります。管理職をはじめとした職員に対する研修の実施等により、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図ります。

また、産前・産後休暇、育児休業中の代替は、職場の状況により弾力的に会計年度任用職員を任用し、職場全体で子育てする職員を応援できる環境を作ります。

部分休業については、令和7年10月から、第1号部分休業（1日を通じて2時間を超えない範囲内）と第2号部分休業（1年を通じて77時間30分（10日相当）を超えない範囲内）で選択して取得できるようになりました。ガイドブック及び所属長あて通知などにより、制度の周知徹底を図ります。

令和6年度から新設した子育て部分休暇は、子が原則小学3年生まで（障がいのある子の場合は、中学3年生まで）取得することができます。ガイドブック及び所属長あて通知などにより、制度の周知徹底を図ります。

令和7年度から新設した育児短時間勤務は、子が小学校就学の始期に達するまで利用することができます。ガイドブック及び所属長あて通知などにより、制度の周知徹底を図ります。

（6） 時間外勤務の縮減

＜目標＞①職員一人あたりの時間外・休日勤務の平均実施時間数を月10時間以内（年120時間以内）とし、時間外勤務の縮減に取り組みます。

②全庁一斉定時退庁日の定時退庁者達成率^{*}を100%とします。

^{*}季節的業務などやむを得ない場合を除いた達成率

③時間外勤務の制限及び深夜勤務の制限の申請促進等の取組により、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の時間外勤務を減らし、家事・育児、子どもとのふれあいの時間を確保します。

＜方策＞①時間外勤務時間数の枠配分を行うことで、事務改善や所属内での事務分担の見直し等による計画的な業務執行を促し、時間外勤務の縮減に努めます。

②毎週水曜日を全庁一斉退庁日とする「ノー残業デー」の徹底を図り、時間外勤務の縮減を促進します。

③所定外労働の制限に関する規定及び深夜勤務の制限に関する規定に関して、制度の周知徹底を図ります。また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対する業務分担の配慮を行います。

時間外勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合、公務の運営に支障がないと認められるときは、所定勤務時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないとする制度

深夜勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）における勤務をさせてはならないとする制度

職員は、任命権者が定める深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一期間（6月以内の期間に限る。）について、その初日及び末日とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに規定による請求を行うものとする。

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対する業務分担の配慮

管理監督者は、時間外勤務時間数が多くなならないよう、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対する業務分担を配慮することとします。

（7） 休暇の取得の促進

<目標>年間平均取得日数を14日とし、年次休暇取得日数5日未満の職員数を0人とします。

<方策>各所属において、職員一人月1日、年間14日以上を取得を目安として、四半期ごとの休暇取得表の作成を行います。計画的に業務を執行し、休暇を取得しやすい環境を整備することで、休暇の取得促進を図り、家族とのふれあいや子育ての時間を確保できるようにします。

(8) 子育て休暇の取得促進

＜目標＞子育て休暇の取得率を100%、年間平均取得日数を5日とします。

＜方策＞ガイドブックの作成及び所属長あて通知などにより、子育て休暇の周知徹底を図るとともに、特に男性職員の取得促進を図ります。

義務教育終了前の子どもを養育する職員が、その子の「看護」、「健康診査・予防接種」、「授業参観や入学式・卒業式等の学校行事」及び「臨時休校」（「臨時休校」の場合は、小学3年生まで）のために取得できる休暇で、対象となる子が1人の場合は一の年度において7日、対象となる子が2人以上であれば一の年度において10日取得できます。また、障がいのある子の場合は、障がいのある子の数に3を乗じた日数（その日数が6日を超える場合にあっては、6日）を加えた日数を取得できます。

(9) 不妊治療を受ける職員に配慮した職場環境の醸成等

＜目標＞職員が働きながら不妊治療を受けられるよう、勤務時間、休暇その他の利用可能な制度の周知や管理職に対する意識啓発等を通じて、不妊治療を受ける職員に配慮した職場環境を醸成します。

＜方策＞不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備をするため、不妊治療休暇（通称：出生サポート休暇）が取得できることをガイドブック及び所属長あて通知などにより、制度の周知徹底を図ります。

(10) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

＜目標＞職場優先の環境や、良好な職場環境を阻害する要因である男女の性別役割分担意識等を解消し、職員の仕事と生活の調和、仕事と家事・育児の両立を図ります。

＜方策＞仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する情報提供に努めるとともに、男女共同参画研修を実施し、男女共同参画意識の啓発を図ります。セクシュアルハラスメント防止のための研修を実施します。

(11) 育児休業等の子育てを行う職員等に対する支援

＜目標＞本人や配偶者が出産を予定している職員や育児休業中の職員等に対する情報提供等の支援を行います。子育てや職場に関する不安を解消し、制度を利用しやすい環境をつくります。

＜方策＞子育てに関する各種制度を利用する前や、利用中の職員へ制度の周知や情報提供を行います。また、相談をおこなう窓口を設定し、相談しやすい雰囲気をつくります。

(12) 配偶者同行休業制度の活用

＜目標＞配偶者同行休業制度について、積極的な活用を図っていきます。

＜方策＞職員が、外国での勤務等により外国に住所または居所を定めて滞在するその配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするとき、公務の運営に支障がないと認める場合に、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、3年を超えない範囲内で条例の定める期間休業できます。

2 その他次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

＜目標＞地域貢献のための休暇を奨励します。

＜方策＞スポーツや文化活動など、子育て活動に役立つ知識や特技等を持っている方をはじめ、地域の子育て活動に意欲のある方には、機会を捉えて積極的な参加を奨励します。子どもの健全育成、子育て支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への職員の積極的な参加を支援するため、地域貢献のための年次休暇の促進を図ります。

(2) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

＜目標＞職員の家庭教育への理解と参画の促進を図ります。

＜方策＞子どもとの交流時間の確保や家庭教育に関する学習機会への参加を促すため、保護者でもある職員に対し、年次休暇の積極的な取得や、家庭教育への理解と参画の参考となる情報などを提供します。

第4 行動計画の目標

休暇等の種別	内 容	目 標	R6 実績
特別休暇	母親学級	取得促進	取得率100%
	保健指導 又は健康診査	取得率100%	取得率100%
	通勤緩和	取得促進	取得人数 1人
	育児時間	取得促進	取得率100%
	妻の出産休暇	3日の完全取得 率100%	取得率100% 取得人数21人 2日 2人 3日19人
	子育て休暇	取得率 100% 平均取得日数 5日	取得率 90.6% 平均取得日数 5.2日
育児休業等	女性職員の育児休業	取得促進	取得率100%
	部分休業	取得率60%	取得率58.3%
	男性職員の育児休業	2週間以上の 取得率91%	2週間以上の 取得率90.5%
時間外勤務	時間数	職員一人あたりの 時間外・休日 勤務の平均実施 時間数を月10 時間以内（年 120時間以 内）	年間平均 125.9時間
	定時退庁（水曜日）	達成率100%	達成率55.3%
	所定外労働の免除 深夜勤務の制限申請	申請促進	申請者 0人
年次休暇	平均取得日数	取得日数14 日、かつ年次休 暇取得日数5日 未満の職員数を 0人	13日と0時間 5日未満7.9%

第2章 女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画

第1 行動計画策定の趣旨

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律とは

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27年8月に制定されました。

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となる中、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るものです。

基本原則

- ▼女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ▼職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▼女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

※ 女性活躍推進法の概要から抜粋

2 取組の観点

「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を踏まえ、以下の事業主の取組に必要な視点を考慮し、地方公共団体（特定事業主）としての事業主行動計画を策定します。

第1部 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

女性の職業生活における活躍の必要性	女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会
<ul style="list-style-type: none">・女性の就業率は着実に上昇、女性の第一子出産前後の継続就業率も直近で約7割と上昇傾向にある。・一方、女性の年齢階級別正規雇用比率は25～29歳のピーク後に減少する「L字カーブ」を描いている。依然として、男女間賃金差異は大きく、女性管理職比率は低い水準。 <p>⇒女性の職業生活における更なる活躍が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none">・多様で柔軟な働き方の実現、仕事と育児・介護等が両立できる環境の整備等により、ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会。・企業、国・地方公共団体等における女性の登用が更に進むことで、多様性が尊重されるとともに、我が国経済社会にイノベーションがもたらされ、持続的な発展が確保される。・女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備、健康の維持・増進等により、多様な幸せ(well-being)が実現した社会。
事業主の取組に必要な視点	法施行後の進捗を踏まえて変更
<ul style="list-style-type: none">①トップが先頭立って意識改革・働き方改革を行う。 管理職の意識改革、働き方改革に取り組み、男女ともに働きやすい職場を実現する。②女性の活躍の意義を理解し、女性の活躍推進に積極的に取り組む。 女性の活躍は、持続的な企業競争力や企業価値の向上、政策の質と行政サービスの向上に資するという認識を持ち、主体的・積極的に取り組む。③働き方を改革し、男女ともに働きやすい職場を目指す。 働き方改革を更に進めつつ、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を図るとともに、ハラスメントのない職場づくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none">④男性の家庭生活への参画を促進する。 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革・理解の促進等に取り組むとともに、男性による両立支援制度の活用を推進する。⑤育児・介護等をしながら当たり前前にキャリア形成できる仕組みを構築する。 一人一人の個性・能力を把握した上での人材育成や配置等、教育訓練を受講しやすい環境整備に取り組む。⑥女性の働き方に影響を与える健康上の特性に配慮する。 女性の健康上の特性について職場での理解を深めるなどの取組を推進する。
行政の役割	新設
事業主が取組を円滑かつ効果的に実施できるよう法に基づく必要な支援を行うとともに、女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備を図る。	4

※ 女性活躍推進法に関する基本方針の変更の概要（令和7年11月25日閣議決定）から抜粋

第2 行動計画策定の概要

1 計画の目的

◎女性職員が働きやすく、ますます活躍できるような環境作りに向けて、平成27年9月に制定され、令和7年12月に一部改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画策定指針」を踏まえ、採用から登用に至るあらゆる段階における取組を進めます。

2 計画の期間

◎令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

年度	H17～H26	H27～R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画(第2章)		計画期間(H28～)	(R8～時限立法を10年間延長)									
		第1次行動計画	第2次 前期行動計画					後期行動計画				

平成27年9月に公布された女性活躍推進法は、令和8年3月31日までの時限立法でありましたが、令和8年4月1日から10年間延長されました。
よって、本法に基づく「特定事業主行動計画」も、10年間延長します。

3 計画の目標

- ◎採用から登用までのあらゆる段階において女性の活躍の取組を進めます。
- ◎全ての女性職員がその個性と能力を十分に発揮できることを目指します。

4 計画の対象

◎行動計画は原則として市長事務部局をはじめ議会、教育委員会、消防本部、各行政委員会で働く正規職員・会計年度任用職員等、全ての職員を対象とします。

※採用や研修・家庭と仕事の両立支援制度などの計画の各項目については、雇用形態（フルタイム、パートタイム等）により制度の内容が異なります。

5 計画の概要

- (1) 採用
- (2) キャリア形成支援
- (3) 継続勤務
- (4) 登用
- (5) 長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革
- (6) 家事・育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

(7) 女性の健康上の特性に関する事項

6 計画の実施状況の公表

◎毎年、前年の取組状況や目標に対する実績等についてホームページ等で公表します。

第3 行動計画の内容

実施時期：令和8年度から令和17年度まで

(1) 採用

公務に期待される能力を有する多くの優秀な女性を幅広く採用できるよう、採用試験にあたっては積極的な広報活動を実施します。あわせて、経験者採用や、育児等を経て再就職を目指す女性などを含め、多様な人材確保に努めます。

＜目標＞採用した職員に占める女性職員の割合を全職種の合計で50%、一般行政職で50%とし、職員に占める女性職員の割合を全職種の合計で50%とします。

＜方策＞採用活動を通じて、女性活躍の事例や家庭生活との両立につながる各種制度の紹介を積極的に行います。また、専門職等についても、男女ともに対象とした積極的な採用活動を行います。

(2) キャリア形成支援

正規職員・会計年度任用職員等を対象に、自己研鑽のための研修への積極的な参加や事例紹介等を通じて、女性職員の意欲向上を図ります。

＜目標＞研修の実施にあたって、より多くの女性職員の参加を図ります。

＜方策＞階層別研修や派遣研修、実務研修などにおいて、講師・受講生ともに女性職員の積極的な参加に配慮します。

＜目標＞会計年度任用職員等を対象に年1回以上の研修を行います。

＜方策＞研修計画に基づき、会計年度任用職員が円滑に勤務を継続するため、服務等に関する研修を実施します。

(3) 継続勤務

育児、介護等で時間制約のある職員が十分な能力を発揮しながら継続勤務できるように、多様で柔軟な働き方の拡充を進めます。

＜目標＞ワーク・ライフ・バランスを考慮した勤務方式の検討を行います。

＜方策＞国・県や民間企業が実施する職員の健康維持、ワーク・ライフ・バランスを考慮した勤務方式（例：テレワーク等）等について調査研究を行い、制度として実施可能なものについては積極的かつ段階的に導入を図ります。

(4) 登用

性別にかかわらず公正な人事評価に基づく成績主義の原則に基づいた率先した取組や、管理的地位にある職員への女性の登用拡大に努めます。

＜目標＞女性管理職の比率を35%以上とします。（令和7年度：30.7%）

＜方策＞職場における男女共同参画の推進を図ることに重点をおいた人事配置に引き続き配慮するとともに、女性版車座集会等において仕事と家庭の両立について先輩職員に相談できる体制など、各種支援の導入を検討します。

(5) 長時間勤務の是正や効率的な業務運営等の男女双方の働き方改革

長時間勤務の慢性化は、職場における女性職員の活躍に支障をきたすだけでなく、男性職員の家事・育児・介護等の分担を困難にし、当該男性職員の配偶者である女性の活躍の障壁ともなりうるものです。時間に制約のある職員を含む全ての職員が十分な能力を発揮できるよう、男女を通じた長時間勤務の是正、効率的な業務運営や意識改革を進めます。

(※次世代育成支援対策推進法と共通の内容を含む)

- <目標>①職員一人あたりの時間外・休日勤務の平均実施時間数を月10時間以内(年120時間以内)とし、時間外勤務の縮減に取り組みます。
- ②全庁一斉定時退庁日の定時退庁者達成率*を100%とします。
※季節的業務などやむを得ない場合を除いた達成率
- ③時間外勤務の制限及び深夜勤務の制限の申請促進等の取組により、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の時間外勤務を減らし、家事・育児、子どもとのふれあいの時間を確保します。

- <方策>①時間外勤務時間数の枠配分を行うことで、事務改善や所属内での事務分担の見直し等による計画的な業務執行を促し、時間外勤務の縮減に努めます。
- ②毎週水曜日を全庁一斉退庁日とする「ノー残業デー」の徹底を図り、時間外勤務時間数の縮減を促進します。
- ③所定外労働の制限に関する規定及び深夜勤務の制限に関する規定に関して、制度の周知徹底を図ります。また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対する業務分担の配慮を行います。

<目標>年間平均年次休暇取得日数を14日とし、年次休暇取得日数5日未満の職員数を0人とします。

<方策>各所属において、職員一人月1日、年間14日以上を取得を目安として、四半期ごとの休暇取得表の作成を行います。計画的に業務を執行し、休暇を取得しやすい環境を整備することで、休暇の取得促進を図り、家族とのふれあいや子育ての時間を確保できるようにします。

(6) 家事・育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

仕事と家庭の両立のため、管理的地位にある職員等に対する意識啓発のための取組や男性職員の育児休業、妻の出産休暇、育児参加のための休暇等の取得促進等により、男性職員の家庭生活（家事・育児・介護等）への関わりを推進すること、男女を問わず両立支援制度の利用時、育児休業等取得中、育児休業等復帰後の各段階を通じて職員の状況に応じたきめ細かい対応や配慮を行うことにより、育児や介護等を担う職員が活躍できる職場環境を整備します。

また、セクシュアルハラスメント対策に係る特定事業主の措置義務が、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に基づき定められている趣旨を踏まえ、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の防止体制を整備します。（※次世代育成支援対策推進法と共通の内容を含む）

<目標>妻の出産休暇（3日）の完全取得率を100%とします。

<方策>ガイドブックの作成及び所属長あて通知などにより、周知徹底を図るとともに年次休暇取得の促進を図ります。

※男性職員に対し、上記の妻の出産休暇（3日）と併せ、さらに年次休暇を2日以上取得するなどして、子育てに積極的に参加するよう促します。

<目標>①男性職員の2週間以上の育児休業取得率を91%とします。

②職員の育児休業は、希望する期間を取得できる環境を確保します。

③部分休業の取得率を60%とします。（取得率：育児休業から復帰する職員に対し、部分休業を取得する職員の割合）

④子育て部分休暇は、希望する期間を取得できる環境を確保します。

⑤育児短時間勤務は、希望する期間を取得できる環境を確保します。

<方策>ガイドブックの作成及び所属長あて通知などにより、育児休業の取得が2回、産後パパ育休の取得も2回と、柔軟に育児休業の取得が可能である点などについて、制度の周知を図ります。

管理職をはじめとした職員に対する研修の実施等により、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図ります。

また、産前・産後休暇、育児休業中の代替は、職場の状況により弾力的に会計年度任用職員を任用し、職場全体で子育てする職員を応援できる環境を作ります。

部分休業については、令和7年10月から、第1号部分休業（1日を通じて2時間を超えない範囲内）と第2号部分休業（1年を通じて77時間30分（10日相当）を超えない範囲内）で選択して取得できるようになりました。ガイドブック及び所属長あて通知などにより、制度の周知徹底を図ります。

令和6年度から新設した子育て部分休暇は、子が原則小学3年生まで（障がいのある子の場合は、中学3年生まで）取得することができます。ガイドブック及び所属長あて通知などにより、制度の周知徹底を図ります。

令和7年度から新設した育児短時間勤務は、子が小学校就学の始期に達するまで利用することができます。ガイドブック及び所属長あて通知などにより、制度の周知徹底を図ります。

<目標>子育て休暇の取得率を100%、年間平均取得日数を5日とします。

<方策>ガイドブックの作成及び所属長あて通知などにより、子育て休暇の周知徹底を図るとともに、特に男性職員の取得促進を図ります。

<目標>仕事と家庭における介護との両立を要する職員が、介護休暇制度を適切に活用できるようにします。

<方策>介護休暇の活用を図るために、制度内容の周知を図ります。

■**介護休暇の概要**…負傷、疾病、老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある家族を介護する場合（別途、要介護者の要件や判断基準あり）

短期介護休暇（特別休暇・有給）

要介護者が1人の場合は1年度5日、2人以上の場合10日の範囲内で取得可

介護時間（無給）

3年の期間内において1日につき2時間以内で取得可

介護休暇（無給）

1年度につき180日まで取得可

＜目標＞セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の防止体制を整備します。

＜方策＞セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の防止について、ハラスメント苦情相談員などの相談窓口やハラスメントが生じた場合の対応フローなどの周知を行います。
また、ハラスメント防止研修を実施し、ハラスメントを予防します。

（7）女性の健康上の特性に関する事項

健康上の課題は男女を問わず全ての人が抱える可能性のあるものではありませんが、特に女性については、健康上の課題による就労への影響が大きく、昇進や管理職になることを懸念するなどのキャリア形成への妨げにもなっています。女性の健康上の特性への理解を深めるため、職場におけるヘルスリテラシーの向上のための取組を実施し、女性の健康上の特性に配慮した休暇制度を整備します。

＜目標＞女性の健康上の特性への理解を深めるため、職場におけるヘルスリテラシー向上の取組を実施し、女性の健康上の特性に配慮した休暇制度を整備します。

＜方策＞職員に、女性の健康リテラシー向上、女性特有の健康課題に関する知識を得るための研修を動画研修で受講できることを周知します。

女性の健康上の特性に配慮した休暇制度として、生理休暇を取得できることをガイドブックにより周知します。生理休暇は、その都度必要と認められる期間において2日の範囲内で取得することができます。職員が取得しやすいよう、名称をライフサポート休暇とします。また、妊娠中の職員に対しては、通勤時の混雑から母体を保護するため、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間、通勤緩和の特別休暇を取得できることをガイドブックにより周知します。

第4 行動計画の目標 (※)…次世代育成支援対策推進法の目標と共通

休暇等の種別	内 容	目 標	R6実績
採用・登用等	採用した職員に占める女性職員の割合(全職種 の合計)	50%	全体 26.9% (R7.4.1 現在)
	採用した職員に占める女性職員の割合 (一般行政職)	50%	全体 7.7% (R7.4.1 現在)
	職員に占める女性職員の割合(全職種 の合計)	50%	全体 39.7% (R7.4.1 現在)
	管理的地位に占める女性職員の割合	35%	30.7% (R7.4.1 現在)
育児休業等	女性職員の育児休業(※)	取得促進	取得率100%
	部分休業(※)	取得率60%	取得率58.3%
	男性職員の育児休業(※)	2週間以上の 取得率91%	2週間以上の 取得率90.5%
特別休暇	妻の出産休暇(※)	3日の完全取得率 100%	取得率100% 取得人数21人 2日 2人 3日19人
	子育て休暇(※)	取得率 100% 平均取得日数 5 日	取得率 90.6% 平均取得日数 5.2日
時間外勤務	時間数(※)	職員一人あたりの 時間外・休日勤務 の平均実施時間数 を月10時間以内 (年120時間以 内)	年間平均 125.9時間
	定時退庁(水曜日)(※)	達成率100%	達成率55.3%
	所定外労働の免除 深夜勤務の制限申請(※)	申請促進	申請者 0人
年次休暇	平均取得日数(※)	取得促進14日、 かつ年次休暇取得 日数5日未満の職 員数を0人	13日と0時間5 日未満7.9%

《参考資料1》 目標達成状況、状況把握による現状分析と 解決すべき課題

鎌ヶ谷市（市長部局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、議会事務局、消防本部）における特定事業主行動計画の目標達成状況と女性の職業生活に係る状況は下記のとおりとなっています。

1 次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画の目標達成状況、状況把握による現状分析

（1）特別休暇の活用

①母親学級【目標：取得促進】

	R2	R3	R4	R5	R6
取得率	100.0%	20.0%	100.0%	20.0%	100.0%
取得人数／ 母親学級参 加人数	1人/1人	1人/5人	3人/3人	1人/5人	1人/1人

②母性保護【目標：取得率 100%】

	R2	R3	R4	R5	R6
取得率	84.6%	77.8%	84.6%	100.0%	100.0%
取得人数／ 検診を受け た人数	11人/12人	14人/18人	11人/13人	16人/16人	11人/11人

③通勤緩和【目標：取得促進】

	R2	R3	R4	R5	R6
取得人数	1人	0人	0人	3人	1人

④育児時間【目標：取得促進】

	R2	R3	R4	R5	R6
取得率	100.0%	—	—	0.0%	100.0%
取得人数／ 満1歳まで の子のあつ た人数	1人/1人	0人/0人	0人/0人	0人/1人	1人/1人

⑤妻の出産休暇【目標：3日の完全取得率100%】※共通目標

	R2	R3	R4	R5	R6
取得率	78.6%	100.0%	80.0%	95.5%	100.0%
取得人数	11人	22人	16人	21人	21人
1日	0人	1人	1人	0人	0人
2日	3人	3人	3人	1人	2人
3日	8人	18人	12人	20人	19人
平均 取得日数	2.1日	2.8日	2.2日	2.8日	2.9日
3日間の 取得率	72.7%	81.8%	75.0%	95.2%	90.5%
妻が出産 した人数	14人	22人	20人	22人	21人

⑥子育て休暇【目標：取得率100% 平均取得日数 5日】※共通目標

	R2	R3	R4	R5	R6
取得率	64.4%	69.6%	73.1%	88.4%	90.6%
取得人数	161人	176人	193人	245人	252人
対象人数	250人	253人	264人	277人	278人
平均 取得日数	—	3.1日/人	5.2日/人	5.2日/人	5.2日/人

(2) 育児休業等の取得状況 ※共通目標

①女性職員の育児休業【目標：取得促進】

取得期間	R2	R3	R4	R5	R6	合計
6月未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	1.4%
6月以上 1年未満	37.5%	33.3%	13.3%	38.5%	27.8%	29.2%
1年以上 1年半未満	25.0%	16.7%	20.0%	15.4%	16.7%	18.1%
1年半以上 2年未満	12.5%	11.1%	6.7%	23.1%	22.2%	15.3%
2年以上 2年半未満	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	11.1%	5.6%
2年半以上	25.0%	27.8%	60.0%	23.1%	16.7%	30.6%
新規取得 人数	8人	18人	15人	13人	18人	72人
育児休業 取得率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—

②男性職員の育児休業【目標：2週間以上の取得率91%】

取得期間	R2	R3	R4	R5	R6	合計
6月未満	100.0%	66.7%	92.3%	95.5%	94.7%	93.1%
6月以上 1年未満	0.0%	33.3%	0.0%	4.5%	5.3%	1.7%
1年以上 1年半未満	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%
1年半以上 2年未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2年以上 2年半未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2年半以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
新規取得 人数	1人	3人	13人	22人	19人	58人
育児休業 取得率	7.1%	13.6%	72.2%	100.0%	90.5%	—

③部分休業【目標：取得率 60%】

	R2	R3	R4	R5	R6
取得率	50.0%	37.5%	62.5%	63.6%	58.3%
取得人数	3人	3人	5人	7人	7人
育休からの復帰人数	6人	8人	8人	11人	12人

(3) 時間外勤務の縮減 ※共通目標

①時間外勤務時間数【目標：職員一人あたりの時間外・休日勤務の平均実施時間数を月10時間以内（年120時間以内）】

A 合計 R6：629人 R5：628人（管理職・短時間再任用除く）

R6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
時間数	8,731	7,353	6,414	6,218	5,641	5,922	6,677	5,835	5,116	6,467	6,539	8,296	79,209
1人あたり時間数	13.9	11.7	10.2	9.9	9.0	9.4	10.6	9.3	8.1	10.3	10.4	13.2	125.9
月45時間 年360時間 超人数	33人	17人	12人	12人	6人	8人	8人	7人	8人	8人	19人	33人	360超 51人
R5	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
時間数	9,663	7,792	9,206	6,275	5,225	6,701	7,209	5,581	5,578	6,585	6,262	8,668	84,745
1人あたり時間数	15.4	12.4	14.7	10.0	8.3	10.7	11.5	8.9	8.9	10.5	10.0	13.8	134.9
月45時間 年360時間 超人数	42人	16人	41人	7人	4人	10人	15人	11人	12人	8人	17人	34人	360超 56人

B 市長部局 R6：437人 R5：446人（管理職・短時間再任用除く）

R6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
時間数	6,675	5,485	4,815	4,557	4,209	4,547	4,914	4,436	3,405	4,437	4,830	6,477	58,787
1人あたり時間数	15.3	12.6	11.0	10.4	9.6	10.4	11.2	10.2	7.8	10.2	11.1	14.8	134.5
月45時間 年360時間 超人数	27人	15人	11人	12人	6人	6人	4人	7人	8人	6人	17人	32人	360超 45人
R5	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
時間数	7,478	5,595	7,000	4,644	3,834	4,766	5,595	4,150	3,890	4,555	4,882	6,838	63,227
1人あたり時間数	16.8	12.5	15.7	10.4	8.6	10.7	12.5	9.3	8.7	10.2	10.9	15.3	141.8
月45時間 年360時間 超人数	36人	11人	34人	5人	3人	6人	14人	10人	7人	5人	15人	31人	360超 46人

C 行政委員会等 R6：50人 R5：46人（管理職・短時間再任用除く）

R6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
時間数	781	712	684	568	496	582	839	527	418	476	639	531	7,253
1人あたり時間数	15.6	14.2	13.7	11.4	9.9	11.6	16.8	10.5	8.4	9.5	12.8	10.6	145.1
月45時間 年360時間 超人数	6人	2人	1人	0人	0人	2人	4人	0人	0人	0人	2人	1人	360超 6人
R5	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
時間数	861	810	806	547	496	653	677	565	581	687	548	663	7,894
1人あたり時間数	18.7	17.6	17.5	11.9	10.8	14.2	14.7	12.3	12.6	14.9	11.9	14.4	171.6
月45時間 年360時間 超人数	6人	5人	7人	2人	1人	4人	1人	1人	5人	3人	2人	3人	360超 10人

D 消防本部 R6：142人 R5：136人（管理職・短時間再任用除く）

R6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
時間数	1,275	1,156	915	1,093	936	793	924	872	1,293	1,554	1,070	1,288	13,169
1人あたり時間数	9.0	8.1	6.4	7.7	6.6	5.6	6.5	6.1	9.1	10.9	7.5	9.1	92.7
月45時間 年360時間 超人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	0人	360超 0人
R5	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
時間数	1,324	1,387	1,400	1,084	895	1,282	937	866	1,107	1,343	832	1,167	13,624
1人あたり時間数	9.7	10.2	10.3	8.0	6.6	9.4	6.9	6.4	8.1	9.9	6.1	8.6	100.2
月45時間 年360時間 超人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	360超 0人

E 男女別 R6：男 381 人、女 248 人 R5：男 376 人、女 252 人
 (管理職・短時間再任用除く)

R6	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1人あたり 時間数 男	16.3	13.2	11.8	11.6	10.8	10.7	12.3	10.9	9.9	12.5	12.3	15.7	148.0
月45時間 年360時間 超 男	23人	12人	11人	6人	5人	6人	6人	7人	6人	8人	16人	26人	360超 37人
1人あたり 時間数 女	10.2	9.4	7.8	7.3	6.2	7.4	8.0	6.7	5.5	6.8	7.5	9.3	92.0
月45時間 年360時間 超 女	10人	5人	1人	6人	1人	2人	2人	0人	2人	0人	3人	7人	360超 14人
R5	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1人あたり 時間数 男	18.4	15.1	18.5	12.0	10.2	13.4	14.4	10.7	10.9	12.7	12.1	16.1	164.5
月45時間 年360時間 超 男	33人	15人	36人	6人	3人	8人	12人	11人	11人	7人	16人	25人	360超 43人
1人あたり 時間数 女	10.9	8.4	9.0	6.9	5.5	6.7	7.2	6.2	5.9	7.1	6.8	10.4	90.9
月45時間 年360時間 超 女	9人	1人	5人	1人	1人	2人	3人	0人	1人	1人	1人	9人	360超 13人

②定時退庁（毎週水曜日）【目標：達成率 100%】

	R2	R3	R4	R5	R6
達成率	74.6%	74.7%	73.3%	44.9%	55.3%

③深夜勤務の制限【目標：申請促進】

	R2	R3	R4	R5	R6
申請者数	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 年次休暇の取得促進【目標：平均取得日数 14 日、かつ年次休暇取得日数 5日未満の職員数を0人】※共通目標

	R2	R3	R4	R5	R6
平均 取得日数	14日と 0時間	12日と 3時間	11日と 6時間	12日と 4時間	13日と 0時間
取得日数 5日未満	5.2%	11.5%	11.8%	11.8%	7.9%

目標達成状況・状況把握による現状分析と課題

- ▼特別休暇の活用については概ね目標を達成していますが、妻の出産休暇の3日間の取得は目標に達していない状況です。
また、年次休暇についても取得の促進が必要なことから、子育てに限らず、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、休みを取りづらいと感じることのない職場の意識・体制づくりが必要です。
- ▼男性の育児休業について男女共同参画推進に関する職員アンケート調査（令和元年8月実施）では、53.8%の男性職員が取得の意向があると答えていますが、妨げになっている要因として、男性職員の51.2%が職場の理解が得にくい、36%が経済的な理由を回答しており、経済的部分も含めた制度の説明と、男性も家事・育児をするために、管理監督者を含めた全職員の理解と支援が必要です。
- ▼定時退庁については現状未達成であり、また、男性の育児休業について男女共同参画推進に関する職員アンケート調査（令和元年8月実施）では、仕事と家庭生活の両立の問題点として、仕事の量が多いと答えている職員が多いことから、ワーク・ライフ・バランスの実現のための時間外勤務の抑制が必要です。

2 女性活躍推進法に係る特定事業主行動計画の目標達成状況、状況把握による現状分析（女性の職業生活における活躍に関する状況の把握・課題の分析）

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

【目標：全職種の合計で50%、一般行政職で50%】

職種	R4.4.1			R5.4.1			R6.4.1		
	全体	女性	割合	全体	女性	割合	全体	女性	割合
一般行政	14人	8人	57.1%	15人	10人	66.7%	16人	8人	50.0%
保健師	1人	1人	100.0%	3人	3人	100.0%	5人	5人	100.0%
保育士	5人	5人	100.0%	6人	6人	100.0%	7人	7人	100.0%
土木等技術	9人	2人	22.2%	5人	1人	20.0%	1人	0人	0.0%
消防	5人	0人	0.0%	4人	0人	0.0%	8人	0人	0.0%
その他	2人	1人	50.0%	0人	0人	—	5人	4人	80.0%
計	36人	17人	47.2%	33人	20人	60.6%	42人	24人	57.1%

職種	R7.4.1			合計		
	全体	女性	割合	全体	女性	割合
一般行政	13人	1人	7.7%	66人	33人	50.0%
保健師	0人	0人	—	9人	9人	100.0%
保育士	4人	3人	75.0%	22人	21人	95.5%
土木等技術	5人	1人	20.0%	23人	4人	17.4%
消防	2人	0人	0.0%	29人	0人	0.0%
その他	2人	2人	100.0%	13人	7人	53.8%
計	26人	7人	26.9%	162人	74人	45.7%

※その他：社会福祉士、心理発達相談員、学芸員、言語聴覚士

(2) 職員に占める女性職員の割合【目標：全職種の合計で50%】

年度	区分	全体		市長部局		行政委員会等		消防本部	
		女性割合	人数内訳	女性割合	人数内訳	女性割合	人数内訳	女性割合	人数内訳
R4	正規職員	38.7%	292人 /754人	48.6%	256人 /527人	37.8%	31人 /82人	3.4%	5人 /145人
	会計年度 任用職員等	87.3%	692人 /793人	-	-	-	-	-	-
R5	正規職員	39.7%	305人 /769人	49.7%	268人 /539人	39.3%	33人 /84人	2.7%	4人 /146人
	会計年度 任用職員等	86.2%	707人 /820人	-	-	-	-	-	-
R6	正規職員	40.8%	323人 /791人	50.7%	283人 /558人	43.9%	36人 /82人	2.6%	4人 /151人
	会計年度 任用職員等	85.5%	750人 /877人	-	-	-	-	-	-
R7	正規職員	39.7%	310人 /780人	50.8%	278人 /547人	35.4%	29人 /82人	2.0%	3人 /151人
	会計年度 任用職員等	85.3%	738人 /865人	-	-	-	-	-	-

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

①令和4年4月1日時点

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的 職務	主事補	主事	主任主事	主査補	係長	課長補佐	次長	部長	
	技師補	技師	再任用		主査	副主幹	課長		
女性割合	46.9%	51.5%	40.0%	41.1%	38.2%	20.5%	25.0%	23.5%	38.7%
級別人数	64人	134人	185人	73人	136人	73人	72人	17人	754人
女性人数	30人	69人	74人	30人	52人	15人	18人	4人	292人
伸び率	25.0%	▲9.2%	8.8%	3.4%	6.1%	▲16.7%	▲10.0%	100.0%	2.1%

②令和5年4月1日時点

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的 職務	主事補	主事	主任主事	主査補	係長	課長補佐	次長	部長	
	技師補	技師	再任用		主査	副主幹	課長		
女性割合	58.3%	46.3%	43.3%	43.1%	34.0%	22.4%	27.1%	29.4%	39.7%
級別人数	60人	136人	210人	65人	144人	67人	70人	17人	769人
女性人数	35人	63人	91人	28人	49人	15人	19人	5人	305人
伸び率	16.7%	▲8.7%	23.0%	▲6.7%	▲5.8%	0.0%	5.6%	25.0%	4.5%

③令和6年4月1日時点

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的 職務	主事補	主事	主任主事	主査補	係長	課長補佐	次長	部長	
	技師補	技師	再任用		主査	副主幹	課長		
女性割合	60.6%	46.8%	44.3%	47.8%	33.6%	21.4%	30.1%	31.3%	40.8%
級別人数	71人	139人	203人	67人	152人	70人	73人	16人	791人
女性人数	43人	65人	90人	32人	51人	15人	22人	5人	323人
伸び率	22.9%	3.2%	▲1.1%	14.3%	4.1%	0.0%	15.8%	0.0%	5.9%

④令和7年4月1日時点

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的 職務	主事補	主事	主任主事	主査補	係長	課長補佐	次長	部長	
	技師補	技師	再任用		主査	副主幹	課長		
女性割合	42.6%	51.5%	47.4%	43.4%	31.8%	18.9%	32.4%	25.0%	39.7%
級別人数	61人	141人	192人	76人	148人	74人	68人	20人	780人
女性人数	26人	72人	91人	33人	47人	14人	22人	5人	310人
伸び率	▲39.5%	10.8%	1.1%	3.1%	▲7.8%	▲6.7%	0.0%	0.0%	▲4.0%

(4) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合【目標：35%】

	R4	R5	R6	R7
女性管理職の割合	24.7%	27.6%	30.3%	30.7%

(5) 平均した継続勤務年数 及び 在職者に対する退職した職員の割合の差異
(令和6年度)

	女性	男性
継続勤務年数	12.9年	17.1年
退職者割合	6.7%	5.4%

(6) 退職者の年齢区分別・男女別の割合の差異 (令和6年度)

		18~20歳	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36~40歳
女性	人数	0人	1人	2人	2人	3人
	割合	0.0%	4.8%	9.5%	9.5%	14.3%
男性	人数	0人	3人	3人	1人	2人
	割合	0.0%	12.5%	12.5%	4.2%	8.3%

		41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～63歳	合計
女性	人数	2人	3人	1人	7人	21人
	割合	9.5%	14.3%	4.8%	33.3%	100.0%
男性	人数	2人	0人	1人	12人	24人
	割合	8.3%	0.0%	4.2%	50.0%	100.0%

(7) セクシュアルハラスメント等対策の整備状況

「鎌ヶ谷市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」及び「鎌ヶ谷市職員のハラスメント防止のための指針」により、ハラスメントの防止やハラスメントが生じた場合の対応を定めており、また、ハラスメントに関する苦情や相談の窓口としてハラスメント苦情相談員を任命するなど、ハラスメント防止に関する周知、研修、対応などを行っています。

(8) 職員の各月ごとの平均時間外勤務時間数等

28ページ～30ページ(3)に掲載

(9) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

27ページ(2)に掲載

(10) 妻の出産休暇及び子育て休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況

26ページ⑤及び⑥に掲載

(11) 年次休暇の取得状況

30ページ(4)に掲載

《男女共同参画推進に関する職員アンケート調査から（令和元年8月実施）》

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

仕事と家庭生活の両立にあたって課題となることについて、男女ともに「担う仕事の量が多い」（女性 42.8% 男性 35.2%）とする回答が多く、また、その他の記述回答をした職員のほとんどが人員不足をあげていた。

■男性の育児休業取得について

男性職員の育児休業取得の課題となっているものについて、男女ともに「男性が取得することについて職場の理解が得にくい」（男性 51.2% 女性 56.8%）とする回答が多く、その他の記述回答でも補充の人員が難しいことや職場に負担がかかることなどをあげていた。

■女性の管理職登用について

女性の管理職への登用の課題について、「女性に家事・育児・介護等の負担がある」（女性 73.9% 男性 52.5%）が男女ともに最も多かった。

■ハラスメント相談窓口について

相談窓口があることを「知らない」と女性 34.7%、男性 11.8%が回答した。

目標達成・状況把握による現状分析と課題

- ▼近年の採用職員に占める女性職員の割合は 50%前後を推移しており、これまでと同様に医療・福祉関係の職種で女性が多く、消防や技術関係の職種で少ない結果となっています。
- ▼各役職段階においては、採用の女性割合の上昇・女性の管理職への登用により、全体として年々上昇しており、全職種の合計でも 39.7%と目標の 50%に近づいています。
- ▼管理職の女性の割合は、平成 28 年度に大きく増加し、その後も登用が行われたことにより、平成 28 年度から 10 年連続で千葉県内 37 市中、最も多い割合（県内 1 位）となっています。
- ▼時間外勤務の状況をみると、3～4月に多くなっています。
- ▼仕事と家庭の両立について、男性の育児休業促進、男性も家事・育児をするために、経済的部分も含めた制度の説明と、管理監督者を含めた全職員の理解と支援が必要です。また、特別休暇・年次休暇についても、休暇の取得について相談しやすい職場環境の醸成が必要です。

以上の現状分析に基づき、次に掲げる課題の解決を図るための取組を進めます。

採用

- ・将来的に男女比率の均衡が保たれるよう、あらゆる職種で性別に関わりなく、男女ともに積極的な採用活動を行います。

キャリア形成支援

- ・能力向上のための研修への積極的な参加を促進します。
- ・意欲向上のため女性職員の活躍に関する情報提供を行います。

継続勤務

- ・育児・介護など、職員がそれぞれのライフステージで十分な能力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの向上を図ります。

登用

- ・管理的地位にある職員への女性の登用を視野に入れながら、適材適所に配慮した人員配置を行います。

働き方改革

- ・時間に制約のある職員を含むすべての職員が十分な能力を発揮できるよう、長時間勤務の抑制を行います。

職場環境の整備

- ・男女問わず仕事と家庭の両立が図れるよう、各種支援や業務上の配慮を行います。

《参考資料2》

子育てに関する休暇制度等一覧

※各制度の内容は、令和8年4月1日現在

	要件・内容	取得期間・取得単位等
特別休暇	母親学級	女性職員が保健所、市町村や病院等の主催する母親学級へ参加する場合 在職中1回1か所とし、所定のコースを受講するために必要と認められる期間 1日、1時間、1分を単位として必要に応じて取得
	保健指導 又は 健康診査	妊娠した女性職員が、妊娠中又は出産後1年以内に母子健康法に基づく保健指導や健康診査を受ける場合 妊娠6月まで 4週間に1回 妊娠7～9月まで 2週間に1回 妊娠10月から出産まで 1週間に1回 出産後1年以内 1回 ☆医師等の指示によるときは、いずれの期間についてもその指示された回数可 1日、1時間、1分を単位として必要に応じて取得
	通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑が、母体の健康維持に重大な支障があると認められる場合 1日を通じて1時間以内で、必要と認められる期間
	産前・産後	出産する場合 産前：産前56日間 (多胎妊娠の場合は、産前98日間) 産後：出産日の翌日から56日間
	妻の出産休暇	妻の出産に伴う入退院の付き添い等をする場合 妻が出産するため病院に入院する等の日から出産の日の2週間までの間に3日間
	育児時間	生後1年に達しない子を養育する職員がその子の授乳やその他の世話をする場合 ※男性職員の場合、その配偶者が育児をすることができないときに限る 子が1歳に達するまで 原則1日2回とし、1日を通じて1時間の範囲内
	子育て休暇	義務教育終了までの子を養育する職員が、その子の看護、健康診査、健康診断、予防接種の付き添いを行う場合、授業参観や入学式・卒業式等の学校行事に参加する場合、又は臨時休校に伴い子の世話をする場合 子が義務教育を終了するまで(臨時休校の場合は小学3年生まで) 対象となる子が一人の場合は、一の年度7日、対象となる子が二人以上の場合は、一の年度10日 対象となる子が障がいのある子の場合、その子の数に3を乗じた日数(その日数が6日を超える場合にはあっては、6日)
育児休業等	育児休業	3歳未満の子を養育する場合に認められる休業 配偶者が育児休業中や子を養育できる等の状況に関わりなく取得できる 子が3歳に達するまで (原則2回まで)
	産後パパ育休	男性職員が配偶者の出産の日から57日以内に最初の育児休業をした場合は、特別の事情がなくても再度の育児休業ができる制度 男性職員が配偶者の出産の日から57日以内に取得する最初の育児休業 (原則2回まで)
	部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、1日の勤務時間の一部、または全部を勤務しないことを認める制度 子が小学校就学の始期に達するまで 第1号部分休業の場合は、1日を通じて2時間以内(30分単位)、第2号部分休業の場合は、1年を通じて77時間30分(10日相当)を超えない範囲内
	子育て部分休暇	小学1年生から小学3年生まで(障がいのある子の場合、中学3年生まで)の子を養育する場合に、1日の勤務時間の一部、または全部を勤務しないことを認める制度 子が小学1年生から小学3年生まで(障がいのある子の場合、中学3年生まで) 第1号部分休業の場合は、1日を通じて2時間以内(30分単位)、第2号部分休業の場合は、1年を通じて77時間30分(10日相当)を超えない範囲内

	育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、短時間勤務を認める制度	子が小学校就学の始期に達するまで一般の職員については、4つの勤務形態から勤務形態を選択することができる(交替制等勤務職員については、2つの勤務形態から勤務形態を選択することができる)。
その他	深夜勤務の制限	職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために請求した場合に、公務の運営に支障がある場合を除いて、深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)の勤務を制限する制度	子が小学校就学の始期に達するまで
	時間外勤務の制限	職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために請求した場合に、公務の運営に支障がある場合を除いて、時間外勤務を制限する制度	子が小学校就学の始期に達するまで